

お知らせ

令和8年7月31日
浜松市財務部調達課

令和9・10年度入札参加資格審査申請（定期審査）に関するお知らせ

「令和9・10年度入札参加資格審査申請（定期審査）」（以下「定期審査」といいます。）について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

定期審査について（共通事項）

1 申請期間

令和8年11月4日（水）から令和8年11月30日（月）まで（土日祝日は除く）

※ 受付時間は、午前9時30分から午後4時までです。

2 申請方法

- 上記1の申請期間内に、浜松市財務部調達課へ申請書類を郵送又は持参により提出してください。

＜提出先＞

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所北館5階

- 令和7・8年度入札参加資格審査申請と同様、会場での対面による審査は行いません。（会場は設けますが、申請書類の受取のみ行います。）

3 今後の周知方法

- 定期審査に関する詳細な情報（申請様式等）は、令和8年9月中旬に浜松市ホームページへ公開します。

＜公開先＞

浜松市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 発注情報（入札・契約） >
入札参加資格審査申請情報 > 定期審査について

- 令和7・8年度入札参加資格者名簿に登録されている事業者（令和8年8月1日認定分含む）に対して、定期審査の案内ハガキを令和8年9月上旬に発送します。案内ハガキは申請で使用しますので、申請が完了するまで保管してください。

建設工事の申請について

○経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の取扱い

（1）結果通知書

原則として、審査基準日が、令和7年4月2日から令和8年11月1日までのものを有効とします。

(2) 有効な結果通知書が複数ある場合

最新の結果通知書の写しを1通提出してください。

(3) 提出猶予

原則として、結果通知書の写しは、定期審査申請期間内（令和8年11月4日から令和8年11月30日までの間）に、その他の必要書類と併せて、調達課に提出していただきます。ただし、次の提出猶予の条件に該当する場合には、結果通知書の写しの提出を令和9年1月15日まで猶予します。

提出猶予を希望する方は、定期審査申請の際に以下の必要書類を提出してください。

➤ 提出猶予の条件

次のア～ウの全てに該当すること

ア 定期審査の申請日時点で、経営事項審査の審査中であること

イ 審査中の経営事項審査の結果通知書が、令和9年1月15日までに提出できる見込みであること

ウ 次のいずれかに該当する場合であること

(A) 新設法人等で、有効な結果通知書が定期審査の申請日時点で用意できない場合

(B) 定期審査の申請日時点で有効な結果通知書はあるが、令和9年1月15日までに提出予定の最新の結果通知書による格付けを希望する場合

➤ 提出猶予を希望する場合の必要書類

経営事項審査の審査申請書の写し（※審査機関の受付印があるものに限る）…1通

※申請書の写しの右上の余白に、『後日提出』と記入してください。

➤ 提出期限

令和9年1月15日（金）（厳守）

《このお知らせに関する問い合わせ先》

浜松市 財務部 調達課 契約制度グループ

（〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の2 浜松市役所北館 5 階）

電話：053-457-2173

FAX：050-3730-3713

メールアドレス：tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp